

平成 30 年度 公立大学法人宮崎県立看護大学 年度計画 (案)

※ 丸番号 (①、②など) は中期計画の同じ番号に対応

第 1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の内容

ア 学部

- ①-1 新カリキュラムへの移行と導入を円滑に進められるよう効果的・効率的にガイダンスを行うとともに、教務委員会をコアとして分野・領域間相互の連携を強化し、連動性を検討しながら教育内容や到達目標を確認・整理し、充実を図る。
- ①-2 平成 29 年度開講の新設科目を引き続き適切に実践し、成果と課題を明確にして充実・改善を図る。新設科目の授業を適切に実践し、成果と課題を明確にした上で充実や改善を図る。
- ②-1 学生が初期段階から将来に展望をもって主体的に学修できるように、各学年へのキャリア支援について整理するとともに、就職ガイダンス・卒業生の看護実践を知る会・病院説明会、実習連絡会などを継続し、開催時期・内容を検討しながら充実させていく。
- ②-2 教育の目的・目標に照らして、学生の主体的学修を促し、自己評価能力と科学的・論理的思考及びその表現を強化するための授業内容・方法の工夫を各分野・領域が連携して行い、学生による授業評価を活用した教育改善を継続する。
- ③ 卒業研究について、スケジュールの見直し、ルーブリックの導入を行い、さらなる充実を図る。また、卒業研究以外の科目のルーブリック作成を順次進め、授業改善につなげる。
- ④-1 「健康支援演習」「ボランティア活動」の履修、地域貢献活動などへの積極的な参加を促し、地域の人々とのつながりや相互扶助の体験を通して、地域の課題に取り組むための専門知識・態度を養う。
- ④-2 保健師課程では、中山間地域での実習を通して地域の健康課題解決に取り組む教育を推進する。

イ 大学院

- ①-1 教員による授業評価及び学生による授業評価の共有を継続し、教員が教育内容・方法の改善に活用する。
- ①-2 平成 31 年度より実施予定のカリキュラムの改編について検討する。

ウ 別科

- ① 実践的思考力を育むための助産過程を実施し、分娩介助実習評価表より、1 例目から 3 例目、4 例目から 7 例目、8 例目から 10 例目の時期別に量的・質的調査を行い、継続的な教育課程の評価・見直しを行う。
- ② 前期実習は宮崎県内 4 ヲ所の基幹病院、後期実習は、1 次診療所・病院の連携実習を行うことにより、県内の周産期医療強化の重要性を学び、県内就職への動機づけを行う。

(2) 学生の確保

ア 学部

- ①-1 本学のアドミッション・ポリシーについて、大学案内やホームページで十分に周知する。また、オープンキャンパスの実施により本学の魅力や入試情報を積極的に広報する。

- ①-2 本学の魅力を広く伝え、県内高校生の看護学への関心を喚起するため、高校訪問及び進学説明会に積極的に取り組む。
- ② 入試と入学後の成績について様々な観点から分析を行い、入学者選抜方法の見直しを継続する。

イ 大学院

- ①-1 本学のアドミッション・ポリシーについて、大学案内やホームページで十分に周知する。また、オープンキャンパスの実施により本学の魅力や入試情報を積極的に広報する。
- ②-1 県内医療機関との意見交換で出された在学中の支援等について、課題を明らかにし、支援の充実を図る。
- ②-2 研究科の学生募集説明会を開催し、教員が看護協会をはじめ、病院関係などに対して広報活動を行う。
- ②-3 研究科の講義において、公開講義の実施についての可能性を検討する。
- ③-1 研究への関心が高まるように卒業研究を通して、学びを描ける機会を増やす。
- ③-2 科目等履修制度の運用内容を分かりやすくホームページに掲載する。

ウ 別科

- ① 本学のアドミッション・ポリシーについて、大学案内やホームページで十分に周知する。また、オープンキャンパスの実施により本学の魅力や入試情報を積極的に広報する。
- ② 県内の産科医療施設における助産師数の増加を目指し、産科医療施設の推薦を受けた社会人看護師の推薦枠を4名設け、特別入試を行う。
- ③ 学部の優秀な学生を確保するため、学内の推薦枠を3名設け、特別入試を行う。

(3) 教育の実施体制

- ① カリキュラム改編に伴う実施・運営を効果的に進めるため、教育組織を点検し教員の適正配置を行う。
- ②-1 質の高い教育・研究を進めるため、自己点検評価委員会の専門部会であるFD・SD専門部会が中核となって研修を企画し、職員の能力開発を積極的に支援する。
- ②-2 カリキュラム改編を契機に、現行の学生及び教員による授業評価システムを見直し、授業内容・方法の適切な改善につながるシステムの構築に向けた検討を行う。
- ③-1 自立した研修計画・実施・振り返りの学びを目的とした短期海外派遣奨学金プログラムを実施し、企画内容により最大2名の学生を派遣する。
- ③-2 学生が生活様式理解の幅を広げ、自己と他者の類似・相違について認識し、異文化間コミュニケーションの意欲を高めるため企画した短期海外研修プログラムのうち最大5件を催行する。
- ③-3 より多くの学生が異文化間交流を体験できるよう、短期留学生の受入を行い、学生交流の場を提供する。
- ④-1 図書館における閲覧席に関し利用者のニーズを把握し、ニーズに即した環境を提供する。
- ④-2 文献検索データベースの充実や見直し、利用研修を行い、学修及び研究環境の向上を図る。
- ④-3 ICTを活用した学習支援の調査・検討を行う。
- ⑤ 論文や著書、学会発表の数、授業アンケート結果、地域活動、大学運営への貢献

の指標化など、教員の能力や業績の評価を客観的に行う教員評価システムを試行する。

- ⑥-1 前期課程においては領域を超えた研究ゼミを開催し、複数指導体制の充実を図り、教員の研究指導能力を向上する場とする。
- ⑥-2 指導能力向上のためのFD研修会を行う（又は学外のFD研修に大学院メンバーを派遣）。
- ⑥-3 修論発表会の公開を継続し、学内外からの意見を研究指導にフィードバックする。

(4) 学生支援

ア 学部

- ①-1 平成29年度施行した学生からのアンケート内容を分析し、必要な支援内容を見出し、実施する（目安箱設置、学生相談チーム又は書き込みできるシステム）。
- ①-2 学年顧問中心の学生支援体制について、支援のあり方の評価を行い、問題点がある場合は修正する。
- ①-3 学生アンケート、保健室利用状況などから外部カウンセラーを導入する。
- ①-4 入学初年度学生に対し、大学生活への移行が円滑に行われるよう支援する。
- ①-5 学年を超えた学生同士のサポートシステム（ピアサポート）の導入を検討する。
- ②-1 新入生オリエンテーションを有意義に実施できるよう、上級生の計画・活動を支援する。
- ②-2 学生の自主的活動(自治会、大学祭、サークル、ボランティア等)に関わる必要な指導・支援を継続する。
- ②-3 学生の自主的活動の評価として、学生表彰の導入を検討する。
- ③-1 平成29年度の国家試験の結果を踏まえ、4年次学年顧問と就職対策委員会がともに、国家試験模試の結果を含む学生の状況を把握し、個別指導を行う。
- ③-2 全学生対象の国家試験対策講義などを学生の国家試験対策委員と話し合いながら提供する。
- ④-1 各学年へのキャリア支援について整理するとともに、就職情報・相談室に県内外の就職情報を集約し、学内外で就職に関する支援を受けやすい環境を提供する。
- ④-2 学年顧問、就職対策委員と相談員等による就職対策についての相談及び助言を行う。
- ⑤-1 県内就職を促進するための県内医療機関等の情報提供（「県内医療機関合同就職説明会」）、就職関連の説明会、上級生や卒業生からの情報交換会、キャリア支援教育（「卒業生の看護実践を知る会」）の開催の他、試験・面接対策を行い、県内就職率の向上を目指す。
- ⑤-2 就職相談員・教員によりUターンの相談に細やかに対応するとともに、同窓会や広報誌を活用し、情報提供等を積極的に行い、県内へのUターンを支援する。

イ 大学院

- ① 大学院生と教員とで意見交換会を行い、学修上の課題などを把握し、随時、意見を取り入れながら、向上・改善につなげる。
- ②-1 平成30年3月に行ったアンケートの結果をもとに、大学院生が学修・研究に取り組みやすい環境を提供する。
- ②-2 研究集談会や学内開催の研修会を院生にも周知し、参加を促す。

ウ 別科

- ① 学生5人につき教員1名のアドバイザー制をとり、個別相談・支援を行う。

- ② 学生による自治会活動や学外ボランティア活動が主体的に実施できるようにサポートを行う。
- ③ 助産師国家試験対策の模擬試験を年3回実施し、模擬試験の結果から個別指導を行うとともに、国家試験対策のセミナーを開催する。助産師国家試験の合格率100%を目指す。
- ④ 助産師のキャリア開発に、助産師のクリニカルラダー（能力開発・評価システム）を活用し、能力向上への動機づけと教育サポートの基準にし、教育内容を充実する。
- ⑤-1 社会人推薦入試の学生について、在学中に適宜推薦病院に状況を報告し、4名全員の再就職を促進する。
- ⑤-2 学生に対し県内産科医療機関（一次分娩施設）に就職し活動することの意義を講義や実習を通して伝え、県内就職率80%を目指す。
- ⑥ 新卒の県内就職者を対象に助産師のクリニカルラダー（新人）の指標を活用し、フォローアップ研修を実施する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究の水準及び成果

- ① 地域の健康課題に関し、施設、行政機関職員との意見交換等により課題を把握し、相互に連携して共同研究等に取り組む。
- ② センター主催の地域の課題に関する研修会に参加し、それぞれの専門分野で、研究に取り組む。
- ③-1 研究水準の向上と教員間の研究交流の活性化を図るために研究集談会を年4回以上実施する。
- ③-2 国内外の学会発表や学術誌等への投稿実績を各領域で自己点検評価し、研究の活性化を図る。
- ④ 全教員が科学研究費助成事業等に申請する。
- ⑤ 海外の連携大学との共同研究や人事交流の推進に向けての検討を行う。
- ⑥-1 研究紀要の論文掲載件数を増やし、誌面の充実を図るために、随時、投稿を受け付け、その都度査読を行うというシステムの周知を図り、その活用を促す。また、各教員の研究活動等について、ホームページ等を活用して情報発信を行う。
- ⑥-2 学内において、リポジトリの趣旨や意義を周知し、登録件数の増加を図る。

(2) 研究の実施体制

- ①-1 大学として重点的に取り組む研究の研究費追加配分のための申請様式、審査のプロセスを検討する。
- ①-2 市町村や県の健康課題・地域課題を解決するための研究的取組については、地域貢献等研究推進事業として採択し、支援する。
- ② 若手教員の支援体制として、領域内での検討とともに、研修を企画し、研究の活性化を図る。
- ③-1 本学の研究者が、研究を通じ学問的良心のもと、自律的に社会への責任を果たせるよう、研究倫理に係る研修の機会を設ける。
- ③-2 「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に基づく審査体制のもとで、指針に沿った審査を行う。また、申請書等の様式を検討し改正する。
- ④-1 科学研究費助成事業等への申請及び採択を支援するための研修を実施する。
- ④-2 科学研究費助成事業等へ申請し、採択されなかったもののうちA評価の研究に関して助成金を配分する。

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 地域社会との連携

- ① 地域貢献事業を通じた研究の成果を報告書、学会及び看護研究・研修センター事業年報で積極的に報告する。
- ②-1 県・県立図書館と共催で「神話のふるさと県民大学」を開催する。また、本学が主催・共催する公開講座を2回以上開催する。
- ②-2 県民を対象とした「宮崎における子育て支援推進事業」「中山間地域における思春期健康支援事業」「中山間地域自治体のケーブルテレビ放送を活用した健康づくり事業」「要支援・要介護者のための介護予防運動プログラム作成事業」を実施する。
- ②-3 専門性に応じて、県民を対象とした研修会講師として教員を派遣する。
- ③ 専門性に応じて、市町村の審議会や委員会の委員として教員を派遣する。
- ④-1 認定看護管理者教育課程の円滑な運営を図り、確認審査への準備を行う。
- ④-2 感染管理認定看護師教育課程再開に向けた準備を円滑に進める。
- ④-3 関係機関と協働して訪問看護師養成コアカリキュラム・新卒訪問看護師教育プログラムの実践、評価を行う。
- ④-4 看護職者を対象とした「高齢者施設における感染対策の実践型出前研修」「感染管理スキルアップ研修事業」「障がいを持つ子どもの療育に携わる看護職者の看護実践力向上のための支援事業」「県内の助産師のネットワーク作りとキャリアアップをはかる事業」「看護職者のための再就職支援事業」「精神科病院新人看護職への臨床実践力育成事業」を実施する。
- (2) 県の政策との連携
 - ①-1 県政課題を踏まえた官学連携事業「むし歯予防対策評価事業」「ひむかへルスリサーチセミナー」「新人から中堅助産師のスキルアップ研修事業」及び委託事業「保健師の力育成事業」を実施する。
 - ②-1 専門性に応じて、県の審議会・委員会等への委員として教員を派遣する。
 - ②-2 県政課題の把握のため、県福祉保健部・県病院局との意見交換の場を年1回設定し、課題を共有する。
 - ③ 看護職者を対象とした研修会講師や事例検討の支援者として教員を派遣し、看護の質向上に向けた支援を行う。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- ① 理事会、経営審議会及び教育研究審議会の役割分担により、効率的な法人運営を行う。
- ② 委員会や事務局の役割分担により、効率的な大学運営が可能となるよう、役割や組織を継続的に点検する。
- ③ 理事、経営審議会委員及び教育研究審議会委員にそれぞれの役割に応じた識見を持つ外部有識者を登用する。
- ④ 内部監査を実施し、内部牽制機能の向上を図る。

2 人事の適正管理に関する目標を達成するための措置

- ① 教員選考規程に基づき、選考委員会を組織した上で基準を定め広く公募し、優秀な人材の獲得を目指す。
- ② 本学の教育研究現場の状況、社会情勢、財務状況等を総合的に勘案した定数とし、機動的な人員配置を行う。
- ③ 教員の兼業許可に関し、本学の教育研究業務に支障のない範囲で教員の社会貢献活動を推進するため、基準に基づき適切に運用する。
- ④ 論文や著書、学会発表の数、授業アンケート結果、地域活動、大学運営への貢献の

指標化など、教員の能力や業績の評価を客観的に行う教員評価システムを試行する(再掲)。

⑤ 県派遣の事務局職員について、県基準に基づいた人事評価を行う。

3 事務の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

① 簡素化できる事務処理がないか、継続的に点検し、必要な見直しを図ることで事務処理に要する時間とコストを削減する。

② 学内で必要とされる業務ニーズに対応するため、必要に応じて事務組織を見直す。

③ 給与事務の一部を外部委託し、適切な運営を図る。

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 自己収入及び外部資金の確保に関する目標を達成するための措置

② 学生納付金に関し導入した口座振替制度について、学生及び保護者への引落日の周知を十分図るとともに、引落不能時の連絡について適切に行う。

③ 科学研究費助成事業の申請方法の内部研修を行う等事務的サポートを行う。

④ 科学研究費助成事業等の申請書類について事務的チェックを行う等、申請手段のサポートを行う。また、科学研究費助成事業等へ申請し、採択されなかったもののうちA評価の研究に関し重点的に支援する。

2 経費の効率的執行に関する目標を達成するための措置

① 学内における省エネの取組の例示を職員・学生に周知する。

② 施設の維持管理費について、契約方法の見直しの検討を進めると共に、照明のLED化を推進する。

3 資産の適正管理及び有効活用に関する目標を達成するための措置

① 施設・設備等の整備改修計画について検討する。

② 講義室等の教室については、休業中の講義に支障が無い時期に公共利用等に貸し出す。

③ 余裕資金の運用を安全かつ効率的に行う

第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 自己点検及び評価の実施に関する目標を達成するための措置

① 中期計画、年度計画を策定し、事業年度終了後に自己点検を実施した上で、地方独立行政法人評価委員会による外部評価を行う。

② 自己点検や法人評価の結果を学内で共有し、業務改善に取り組む。

③ 自己点検や外部評価の結果をホームページ等で広く公表する。

2 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置

① 法人化に伴う法令に基づく公表情報に加え、本学の教育研究活動等の情報や成果、地域貢献等の取組について、積極的に情報発信を行う。

②-1 大学ウェブサイトの運用ルールを策定し、学外に向けて情報発信するホームページの適正かつ迅速な運用に努める。

②-2 誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できるようホームページの「ウェブアクセシビリティ」の構築を順次行う。

第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

1 大学の安全管理に関する目標を達成するための措置

① 大学に外部講師を招き、学生を対象とした交通安全に関する教室を実施する。

② 職員安全衛生管理規程に基づき、衛生委員会を設置し運営する。

③ 職員を対象としたセキュリティ研修を実施する。

2 人権の尊重に関する目標を達成するための措置

① 職員を対象としハラスメントや人権に関する研修を実施する。

② ハラスメントに関するリーフレットを配布し、相談体制を学生に周知する。ハラスメント相談員については、引き続き教員だけでなく、事務局職員の相談員を設置し、学生が相談しやすい体制とする。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

① 大学に外部講師を招きコンプライアンスに関する研修を実施する。

第6 予算、収支計画及び資金計画

別紙のとおり

第7 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

1億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入時期と資金需要との期間差及び事故の発生等により緊急に必要なとなる対策費として借り入れることを想定する。

第8 出資等に係る不要財産の処分に関する計画

なし

第9 出資等に係る不要財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第10 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上、組織運営の改善及び地域貢献の取組強化に充てる。

第11 公立大学法人宮崎県立看護大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成29年宮崎県規則第16号）で定める事項

1 施設及び設備に関する計画

なし

ただし、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況を勘案した施設及び設備の整備や老朽度合等を勘案した施設及び設備の改修等が追加されることがある。

2 積立金の使途

なし

3 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし

平成30年度 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

(単位:百万円)

区分		金額
収入		
	運営費交付金	775
	自己収入	285
	学生納付金収入	266
	補助事業対象授業料	4
	その他の収入	15
	受託研究等収入	1
	補助金収入	32
	計	1,093
支出		
	業務費	1,056
	教育研究経費	160
	人件費	746
	一般管理費	150
	受託研究等経費及び寄附金事業経費	1
	補助金事業費	35
	計	1,093

2 収支計画

区分		金額
費用の部		1,090
	経常費用	1,090
	業務費	900
	教育研究経費	117
	受託研究等経費	37
	人件費	746
	一般管理費	142
	減価償却費	48
	臨時損失	0
収益の部		1,090
	経常収益	1,090
	運営費交付金収益	763
	授業料等収益	270
	受託研究等収益	48
	資産見返運営費交付金等戻入	5
	資産見返物品受贈額戻入	4
	臨時利益	0
純利益		0
総利益		0

3 資金計画

区分		金額
資金支出		1,093
	業務活動による支出	1,042
	投資活動による支出	12
	財務活動による支出	39
	翌年度への繰越金	0
資金収入		1,093
	業務活動による収入	1,093
	運営費交付金による収入	775
	授業料等による収入	270
	受託研究等による収入	33
	その他の収入	15
	投資活動による収入	0
	財務活動による収入	0